

全国司法書士女性会FAX通信250号 (2012年3月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

立法不作為を問う！～民法改正を求める院内集会のご報告
理事 大 竹 由美子

「選択的夫婦別姓制度導入」「婚外子相続分差別撤廃」等を求めて、
3月8日参議院議員会館101会議室にて、立法不作為を問う！として、
民法改正を求める院内集会が開催されました。

ちなみに3月8日は国際女性デーです。国連の人権機関から再三、人権侵害是正勧告
を受けているにもかかわらず、また1996年法制審議会の答申（①夫婦の氏は同姓、別姓の
選択制②再婚禁止期間を100日に短縮③婚外子の相続分も婚内子と同等とする等）を受
けているにもかかわらず、実現されていません。

開会には日本弁護士連合会副会長の藤田善六弁護士。
参加者は国会議員・秘書、メディア、一般参加者も含め、101名。

まず民法改正をめぐる政府国会の動きについて、坂本洋子mネット・民法改正情報ネッ
トワーク代表から、改正を求める請願は1975年に初めて国会に提出されてから、35年間
で3509件に上っていること、「夫婦の氏に関する世論調査（内閣府）平成18年」「選択
的夫婦別姓に関する朝日新聞等各紙世論調査」、
民法改正法案提出状況の紹介があり、改正を切実に必要としている人がいる一方、価値観
は多様化・固定化しており、世論を大多数で盛り上げるといふより、マイノリティの保護
こそが政治の役割ではないかとの問題提起がありました。

続いて国連人権機関から日本に対する民法の差別的規定の改正の勧告について、大谷美
紀子弁護士（別姓訴訟弁護団）から1993年から2011年まで特に2003年女性差別撤廃条約
第4・5回報告書審査における是正勧告等資料のとおりであり、婚外子相続分についての
判例の流れと立法を促す高裁・最高裁の意見は「答申以来十数年が経過したが法改正は行
われておらず、もはや立法を待つことは許されない時期に至っている（今井裁判官）」。

各党の代表挨拶では社民党の福島みずほ議員、公明党の松あきら議員から、2010年通常
国会で提出予定法案とされながら、閣法が提出できず、残念。政治は少数派の保護をする
べきで、人権の問題であって、世論ではない。公明・社民・共産党は賛成であり、民主党
はマニフェスト上反対できないはずで、巻き込んで超党派で議員立法で戦いたい。共産党
の井上哲士議員からは離婚時は継続的使用の選択肢があるに関わらず、婚姻時にはその選
択肢がないのは制度上いかがなものか？氏は人格権であり社会的に培って来た地位を遮断
されることになる。同じく共産党の田村智子議員からは生まれ育った家や親が大切なのは
女性も同様で愛情とペアルックは別問題。などのご意見が表明されました（出席された議
員は秘書を含め30名）。

法改正の見通しが立たないなか、昨年2月には夫婦同氏規定の違憲性や女性差別撤廃条
約違反を問う国家賠償訴訟が提起されました。別姓訴訟弁護団の寺原真希子弁護士他5名
（弁護団は15名）出席され、塚本協子原告団長（原告は5名）のご紹介がありました。

塚本さんは75歳を越えられ、地元富山において、塚本協子を支える会150名に支えられているそうです。

大阪高裁は昨年8月、婚外子への相続分規定を憲法違反「区別を放置することは立法府の裁量判断の限界を超えている」、昨年11月には国連女性差別撤廃委員会が、再三の勧告にも関わらず法改正を行わない日本政府に対し、取り組み状況を再度報告するよう求めました。しかし、立法府にはほとんど届きません。

司会のmネット坂本代表から、全国司法書士女性会のご紹介を受け、大城会長は通称使用が認められても職業上印鑑証明書や成年後見の財産管理預金口座など戸籍の氏が必要になり、依頼者を混乱させる可能性をご指摘されました。私も司法書士としてご紹介いただき、恐縮しています。知人の公認会計士も職業上の理由から事実婚が多いです。

民法改正を求める院内集会では、「民法改正が実現しないのは立法府、つまり政治の問題。差別撤廃や少数者の権利擁護にこそ政治の力が必要。そうでなければ、あらゆる場面で少数者や社会的に弱い立場は排除されてしまう。

政党として繰り返し法案を提出してきたこと、選挙公約に掲げてきたことは大変重く、与野党を問わず賛成を表明してきた政党や議員のさらなる尽力に心から期待する。民法改正の実現を強く要望する。」

とのアピールを集会参加者一同採択いたしました。

～総会・つどい及び研修会の予告です～

全国司法書士女性会では、来る10月13日と14日に、京都市において 定時総会・つどいと研修会を開催します。

10月13日 梅田公証役場 公証人 本多英明先生による 遺言等

10月14日 税理士 北秋勝巳先生による 改正税法

宿泊は、ハートンホテルです。

とてもタイムリーな研修をご用意しておりますので、ぜひご参加を御願います。

※ まだ、申し込みを受け付けておりません。追ってお知らせをいたします。

追記

248号の通信で、後見制度支援信託制度 のお話の中で、地方はまだまだという表現をしましたが、滋賀県は第1号案件が出ているそうです。案外早いので驚きました。(史)